

事 件 番 号	石労委令和6年（不）第1号		
申立年月日	令和6年4月19日	第7条該当号	第1・2・3号
(申立人) X組合		(被申立人) Y会社	
担 当 委 員	審査委員 高 木 参与委員 (労)福 田、 (使) 本		
処 理 経 過	調査 2回、審問 一回		

1 事件の内容

(1) 申立人の主張の概要

被申立人は2023・2024年春闘での賃上げに係る団体交渉に際し、根拠となる資料を開示しないまま、申立人の求める給与の条件を満たせない旨の回答に終始した。また、申立人分会のある金沢近郊の他の自動車学校と同額妥結をするという労使慣行を無視している。

被申立人は申立人との間の春闘以外の労使慣行・確認事項を、申立人との十分な協議を経ないで、変更している。

病休中の組合員が復職することを、就業規則の規定に反し拒否している。

以上の被申立人の行為は労働組合法第7条第1号、第2号ならびに第3号に該当する不当労働行為である。

[請求する救済内容]

- ① 春闘の誠実団交応諾と労使慣行遵守
- ② 春闘以外の労使慣行・確認事項の遵守。なお変更を求める場合は、組合と十分に協議すること
- ③ 病休中の組合員の内勤業務を伴わない現業職としての復職
- ④ 陳謝文の交付等

(2) 被申立人の主張の概要

被申立人は財務諸表を開示するなど、誠実に団体交渉を行っている。また金沢近郊の他の自動車学校との同額妥結が、労使慣行であるとの根拠はない。

春闘以外の労使慣行・確認事項についても、法的拘束力のある労使慣行とは言えない。

病休中の組合員の件については、今後、主張する。

以上のことから、被申立人の行為は、いずれも不当労働行為に当たらない。

2 処理経過

令和6年に、調査2回を開催した。今後は、調査2回と審問の開催が予定されている。